

論点



谷川 武 (たがわ たけし)

愛媛大教授(公衆衛生学)。筑波大准教授を経て2008年から現職。

T100・8055 読売新聞東京本社編集委員室 kasetzu@yomiuri.com

赤信号にもかかわらず交差点に入り、歩行者をはねて死亡させたとして、危険運転致死罪に問われたトラックの運転者に対し、名古屋地方裁判所豊橋支部は昨年11月、無罪判決を言い渡した。判決では、被告は当時、睡眠時無呼吸症候群(SAS)にかかっており、その影響で眠気を感じないまま眠りに落ちた可能性がある。赤信号を殊更に無視して、交差点に進出したとするのは疑わしく、同罪の要件を満たさないと判断された。

睡眠時無呼吸症候群

SASは、寝ている間に呼吸が何回も止まり、そのため睡眠の質が低下し、日中に強い眠気や疲労を感じる症候群である。睡眠中の呼吸停止回数などで診断が可能で

あり、治療法も確立している。ただ、眠気などの予兆がないのに一瞬の間に眠りに落ち、目覚めた後に、眠った自覚のない例も最近では報告されている。警察庁の調査でも、SAS患者が交通事故を起こ

いて注意を喚起している。この運転者の勤務先では、ドライバー全員に、SASの検査を実施していた。運転者本人については、重症の可能性があるとの判定が、検査機関から届いた後、精密

とも350万人ともいわれる。だが、多くは、まず主観的な眠気の程度をチェックされるだけだ。プロドライバーにもSAS患者は見受けられるが、医療機関を受診しないまま、日夜、運転業務に就く人もいる。そして、本人は自覚のないまま、運転中に眠りに落ちる危険を抱えている。

運転者への検査義務化を

す確率は、健常人の約3倍という。国土交通省は、2003年に対応マニュアルを発表してSAS患者による事故防止対策を交通・運輸業界に促した。07年にはマニュアルを改訂、眠気による主観的な判定テストから、睡眠中の鼻・口の呼吸をモニターする客観的な手法を重視。予兆のない居眠りにつ

検査を行い、結果が届くのを待つ間に事故は起きた。被告は、起訴後に、SASと自分が起こした事故との関連に気付くことになる。一方、夫であり父親である一家の大黒柱を失った遺族の悲しみは深い。検察側は控訴し、今年5月に2審が行われる。SAS患者は全国で200万人

まず、大型トラックや人命を預かる旅客車両などプロドライバーでSASを早期発見し、治療する体制を築かなければならない。約5000人のトラック運転者を対象とした調査から、中等度以上の睡眠呼吸障害を持つ人が約9%という結果もあり、早期発見のための検査を義務化すべきと考える。事業主側は、検査受診の補助事業を充実させ、SASと診断されても早期に治療すれば、配転などの差別的対応をしないことを徹底してほしい。さらに今回の事故の場合、最初に判定を行った機関が、重症の疑いとの結果を通知してきたのは、4か月もたってから。これでは治療は遅れてしまう。今後、検査機関の質を第三者がチェックする仕組みも必要になるだろう。被害者の無念にこたえるために、関係省庁・業界は、これらの対策を進めてほしい。